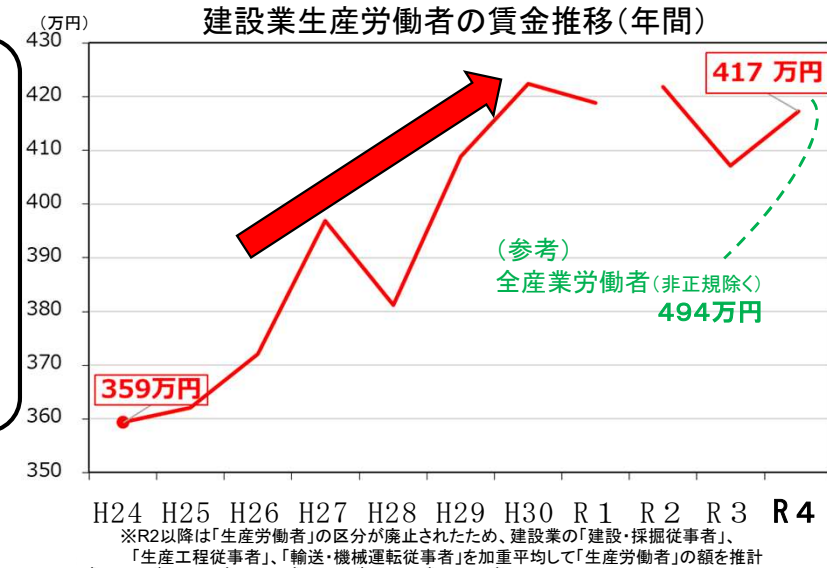


最近の建設業を巡る状況について【報告】

1. 賃上げ・資材価格転嫁の取組について

建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策(これまで)

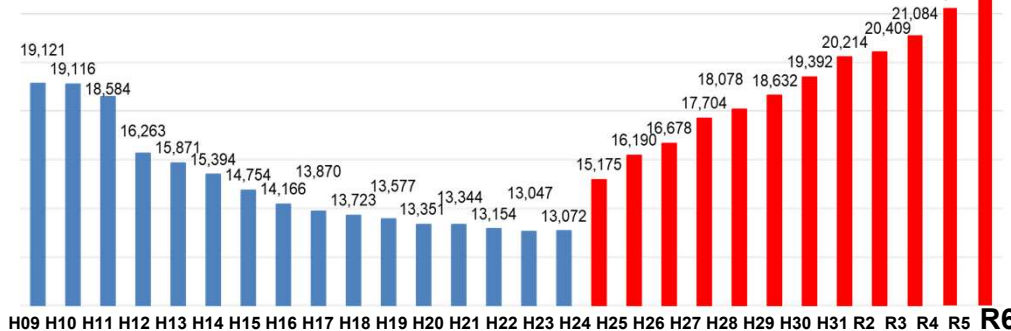
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、**未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要。



最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)

- 公共工事設計労務単価を1・2年連続で引上げ。 (+5.9%)



- 取引実態に即した公共契約・変更。
 - ・ 最新の単価を予定価格に反映。
 - ・ 材料費変動に伴う請負代金額の変更 (スライド条項)。
- ダンピング受注対策として、
 - ・ 低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。
 - ・ 同内容の取組を自治体に要請。全都道府県が国並み以上。

労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで申合せ(R5.3)
 - ・ 技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指す
 - 申合せを踏まえた取組内容を確認(R5.9)
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。
- 公共工事設計労務単価を基に技能レベル別の年収を試算・発表。
 - 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社を対象に元下間の取引を調査。(毎年度)
 - 加えて、約160社を対象に受発注者間及び元下間の取引を実地調査(令和5年度)
 - 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。



国土交通大臣と建設業団体の意見交換会

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比 ; +5.9% (平成24年度比 ; +75.3%)

主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比 ; +6.2% (平成24年度比 ; +75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

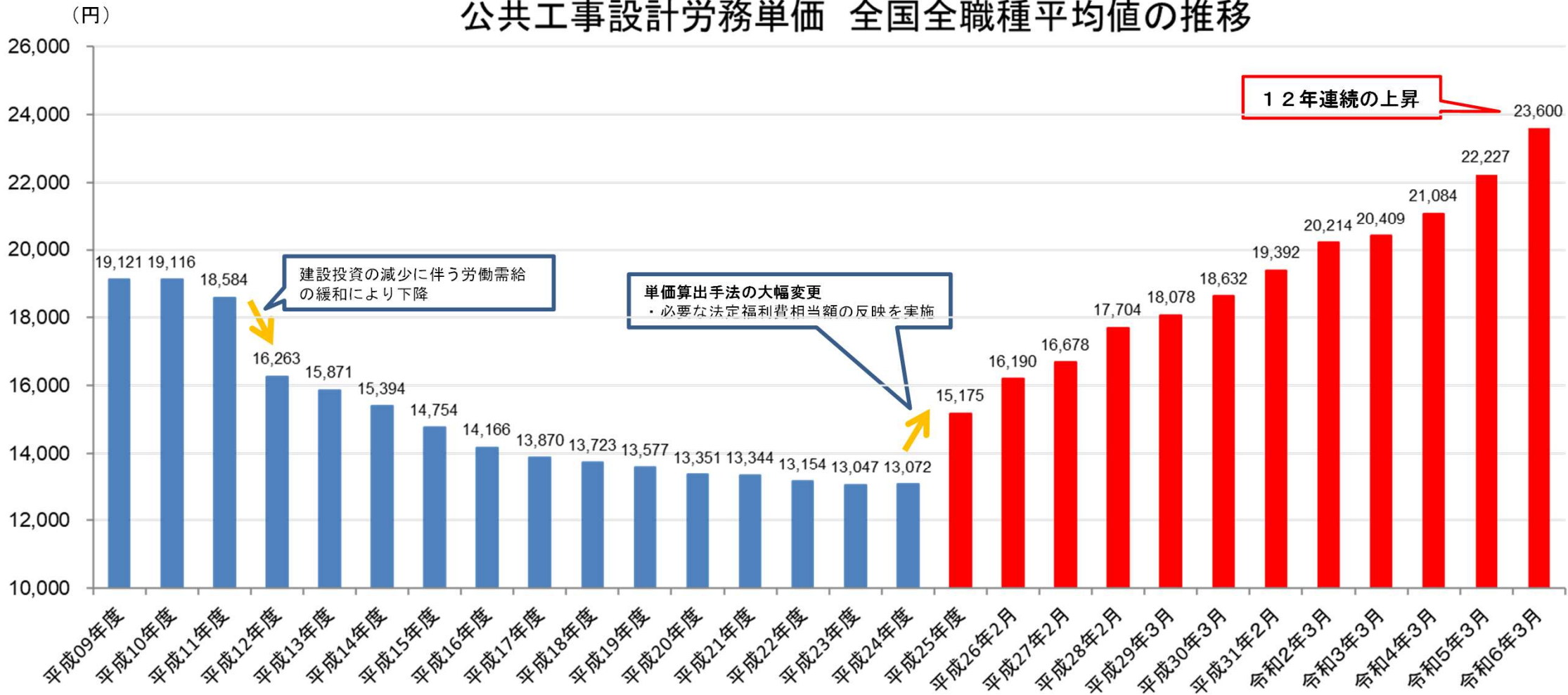
主要12職種

職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手(一般)	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手(特殊)	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

開催概要

日時: 令和6年3月8日 7:55~8:15

出席者: 岸田内閣総理大臣、齊藤国土交通大臣、新藤経済財政政策担当大臣、宮崎厚生労働副大臣、松村防災担当大臣・国土強靱化担当大臣、村井内閣官房副長官、森屋内閣官房副長官、矢田内閣総理大臣補佐官、森内閣総理大臣補佐官、古谷公正取引委員会委員長

出席団体: 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること、
- 働き方改革について、労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」こと

を国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

岸田内閣総理大臣から、

- 建設業について、未来への前向きな新3K、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる産業」に変えていかなければならない
- 申合せに沿った賃上げの強力な推進についてお願いするほか、官民挙げて「成長型経済」への転換を図り、建設業の担い手確保と持続的な発展につなげてまいりたい との発言。



意見交換会の様子 出典: 官邸HP

建設キャリアアップシステムの推進状況

- これまでの5年間の取組を通じて、**130万を超える技能者**、**25万を超える事業者**が登録。一方で、就業履歴や能力評価はさらなる拡大の余地。
- 一部の企業において、CCUSを活用して、**経験・技能に応じた処遇改善**を進める事例や、**現場管理等の効率化**を図る事例が生まれてきており、このような取組をさらに拡大する必要。

技能者・事業者の事前登録

- ・技能者の**40%を超える約138万人**、許可業者の約半数にあたる**25万者**が登録



- 技能者・事業者の登録は一定程度進展

就業履歴の蓄積、能力評価の実施

- ・月間で**450万**を超える就業履歴の登録
- ・職種の**8割**をカバーする**42分野**で能力評価基準を策定。能力評価を受けた技能者は**約9万人**



- 技能者登録数と比べると**さらなる拡大の余地**
- 就業履歴の蓄積環境が必ずしも整備されていないこと、就業履歴蓄積や能力評価のメリットが感じられないことが主な課題。

経験・技能に応じた処遇

- ・一部の企業において、CCUSレベルに応じた手当の支給など、**CCUSを活用して処遇改善を図る取組**を実施

レベル	キャリアアップ手当
4 (金)	20,000円
3 (銀)	15,000円
2 (青)	10,000円
1 (白)	5,000円

(A社の手当の例)

- CCUSを活用した処遇改善を取組を**一層拡大させる必要**
- CCUSを活用した処遇改善の取組が、技能者や取引先から必ずしも評価されていないことが主な課題

現場管理での活用

- ・一部の企業において、CCUSを活用して社会保険加入状況を確認するなど、**CCUSを活用して現場管理の効率化を図る取組**を実施

技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険		年金保険
				加入	種類	
12345678	建設一郎	特殊作業員	職長	有	国民健康保険組合	...
90122345	土木花子	とび・土工	班長	有	国民健康保険組合	...
67890123	建築次郎	配管工		有	国民健康保険組合	...
...						

- CCUSを活用した現場管理の効率化を取組を**一層拡大させる必要**
- CCUSを活用することに対して、技能者や企業が**利便性を十分感じられていない**ことが主な課題

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順(案)」を、令和6年3月14日WGにおいて取りまとめ。
 今後、建設業者団体に作成・活用を依頼予定。

【安全衛生対策項目の確認表】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



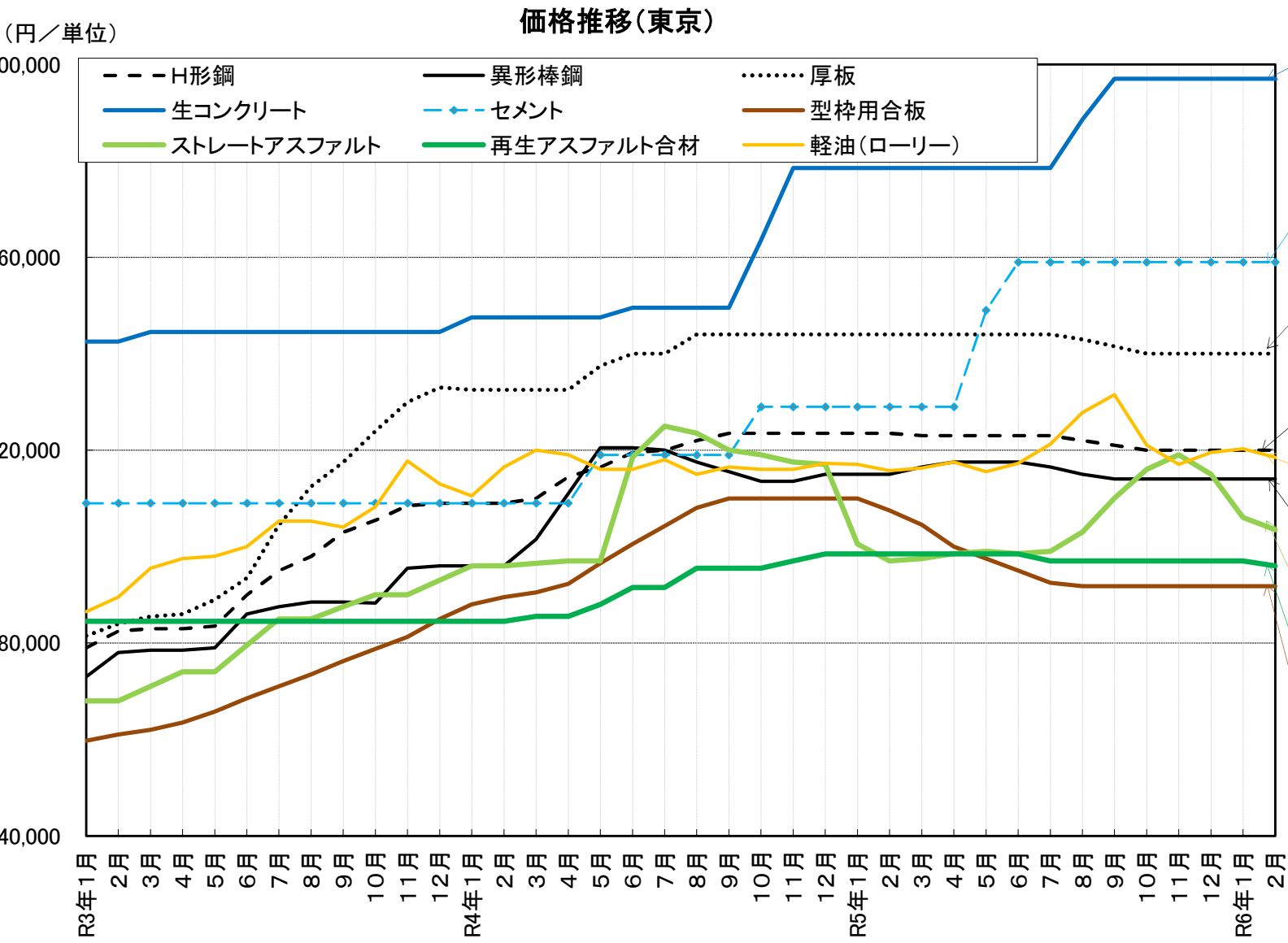
安全衛生経費の適切な支払

主要建設資材の価格推移

出典：「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）
「積算資料」（一般財団法人 経済調査会）



- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては小幅に上下しながら高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート (円/10m ³)	2024年2月	¥197,000	(+10.4%)
(2023年2月)		¥178,500	
セメント (円/10t)	2024年2月	¥159,000	(+23.3%)
(2023年2月)		¥129,000	
厚板 (円/t)	2024年2月	¥140,000	(-2.8%)
(2023年2月)		¥144,000	
H形鋼 (円/t)	2024年2月	¥120,000	(-2.8%)
(2023年2月)		¥123,500	
軽油 (円/kl)	2024年2月	¥118,500	(+2.4%)
(2023年2月)		¥115,750	
異形棒鋼 (円/t)	2024年2月	¥114,000	(-0.9%)
(2023年2月)		¥115,000	
ストレートアスファルト (円/t)	2024年2月	¥103,500	(+6.7%)
(2023年2月)		¥97,000	
再生アスファルト合材 (円/10t)	2024年2月	¥96,000	(-2.5%)
(2023年2月)		¥98,500	
型枠用合板 (円/50枚)	2024年2月	¥91,750	(-14.7%)
(2023年2月)		¥107,500	

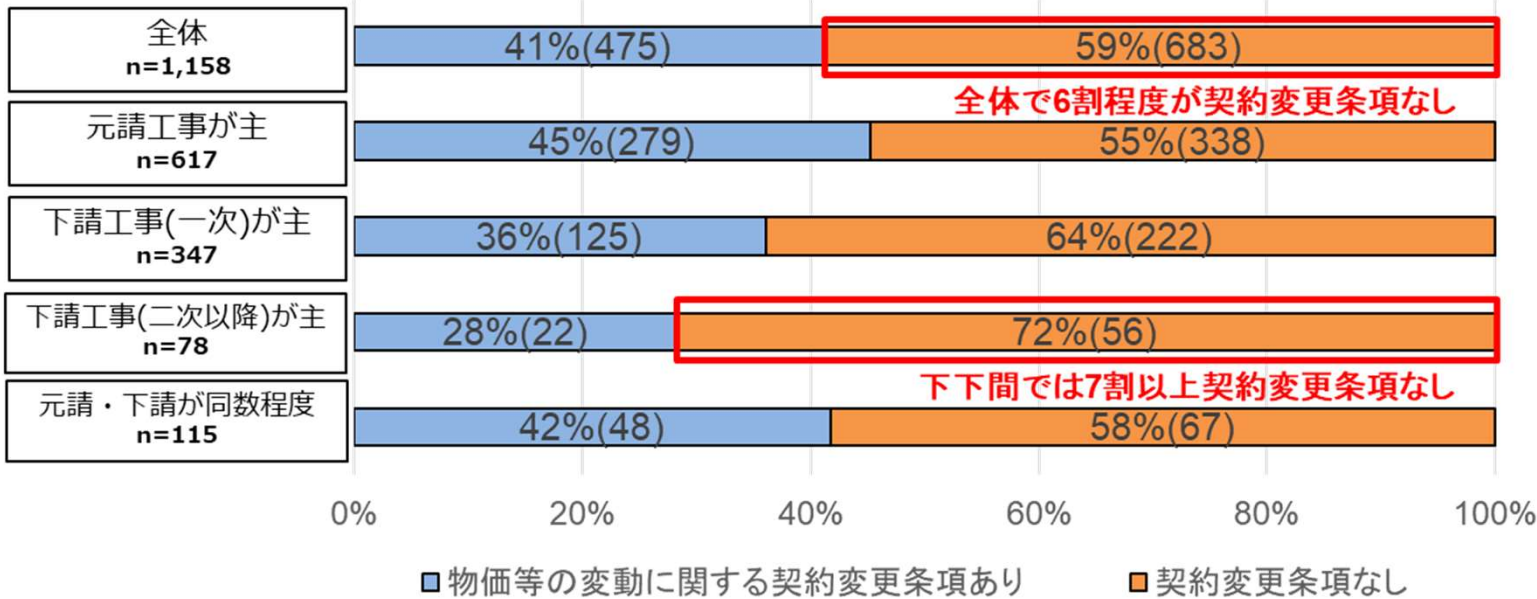
※市場の最新単価を把握するため、一般に公共工事の予定価格の積算で使用する「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示

価格転嫁の対応状況① 民間工事における契約変更条項の有無

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和4年度),国土交通省

変更契約条項の有無 (建設企業向けアンケートより)

※資材価格の影響を受けたとの回答のうち、注文者へ契約変更協議の申し出を行った又は申し出中、今後申し出る予定がある建設企業が対象



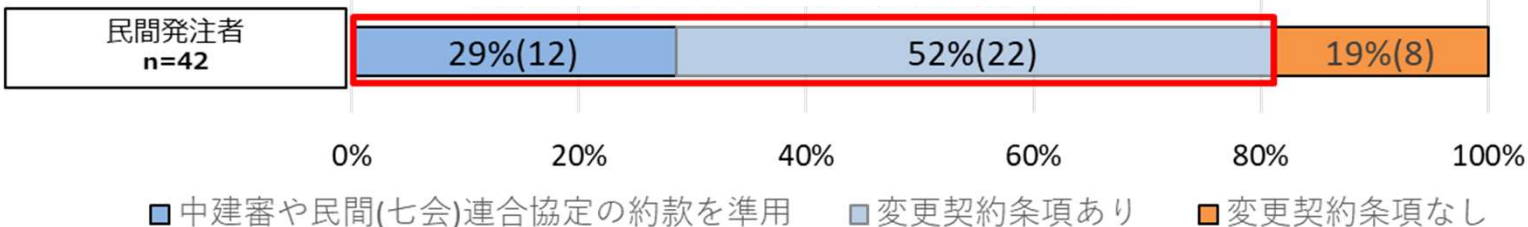
物価等の変動に関する契約変更条項がある請負契約は約4割にとどまっている。

また、請負階層別では、下請になるほど契約変更条項がない契約が多くなる傾向にあり、下下間においては、7割以上が契約変更条項がない。

変更契約条項の有無 (民間発注者向けアンケートより)

※電力・鉄道・住宅・不動産等業界大手42社が対象

民間発注者のうち8割程度が契約変更条項あり



電力・鉄道・住宅・不動産等業界大手民間発注者を対象としたアンケートでは、約8割が契約変更条項を含むとの結果に。

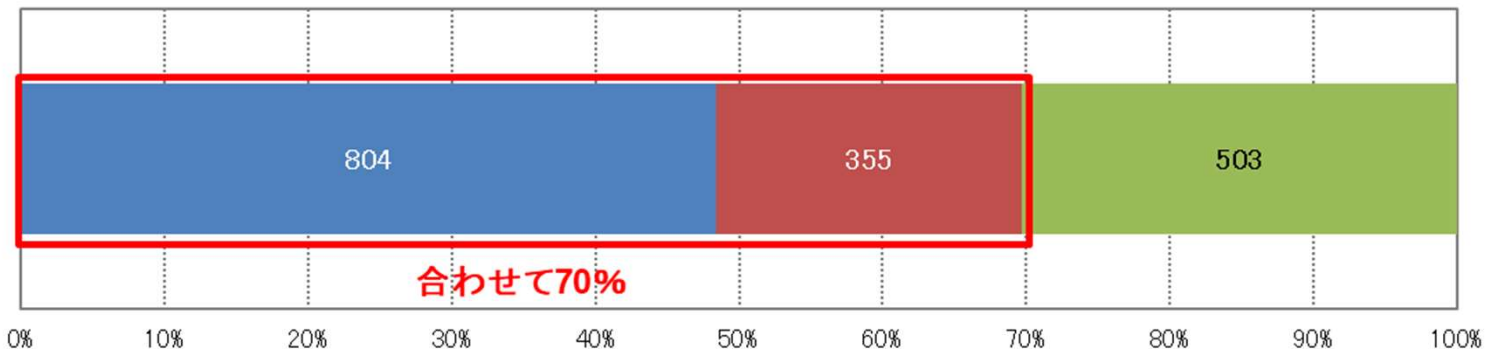
※調査期間(令和4年1月～)に履行中の民間工事(令和4年1月以前に受注した民間工事も含む)を対象として調査

資材価格等の高騰への対応状況

※調査期間(令和4年1月～)に履行中の民間工事(令和4年1月以前に受注した民間工事も含む)を対象として調査

契約変更協議の申し出状況

N=1662

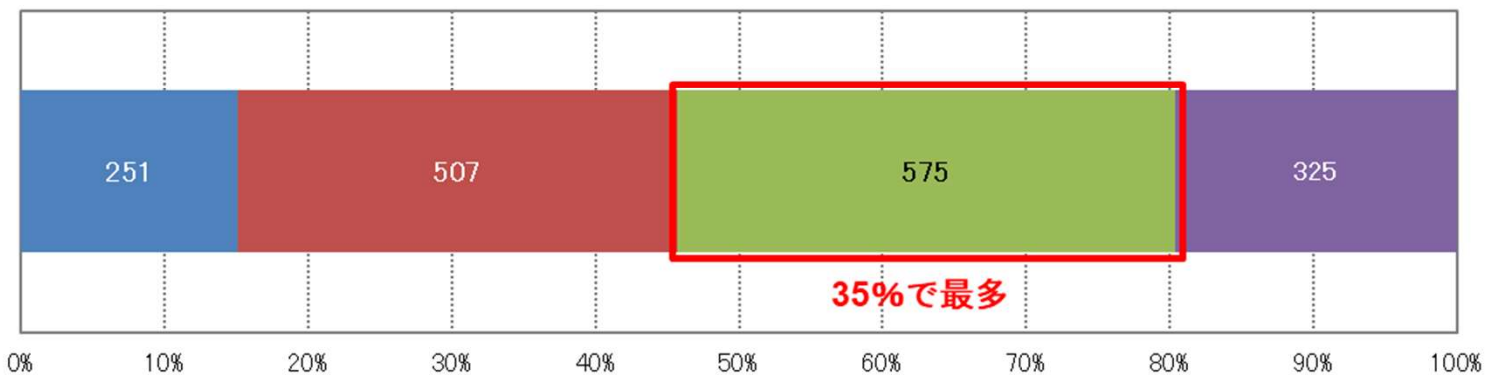


■ 注文者へ申し出を行った ■ 注文者へ申し出中、または今後申し出る予定がある ■ 申し出を行ったことがない

(資材や原油高騰の影響を受けた工事があったと回答した建設企業のうち、) 多くの建設企業が、注文者へ契約変更協議の申し出を行っている。

契約変更の状況

N=1658



■ 全て契約変更が行われた ■ 一部契約変更が行われた
■ 契約変更は行わなかった ■ 注文者へ申し出中のため、契約変更されるか未定である

資材価格等の高騰の影響を受けていても、契約変更が行われていない場合が多い。

**サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、
受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

**直轄工事において、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を実施
公共発注者（国・県・市）・民間発注者・建設業団体に対し、価格転嫁の促進に向けた以下の取組を実施**

- スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を文書で要請。 国 県 市 民 建
- 資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等を文書で要請し、
都道府県の資材単価の設定状況を見える化 国 県 市
- 全国のブロック監理課長等会議や都道府県主催会議（公契連）において
上記要請の内容について直接働きかけ。 県 市
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況について
モニタリング調査を実施。 国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等 県…都道府県 市：市区町村 民：民間発注者 建：建設業団体

円滑な価格転嫁の推進 - スライド条項の運用基準の策定

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

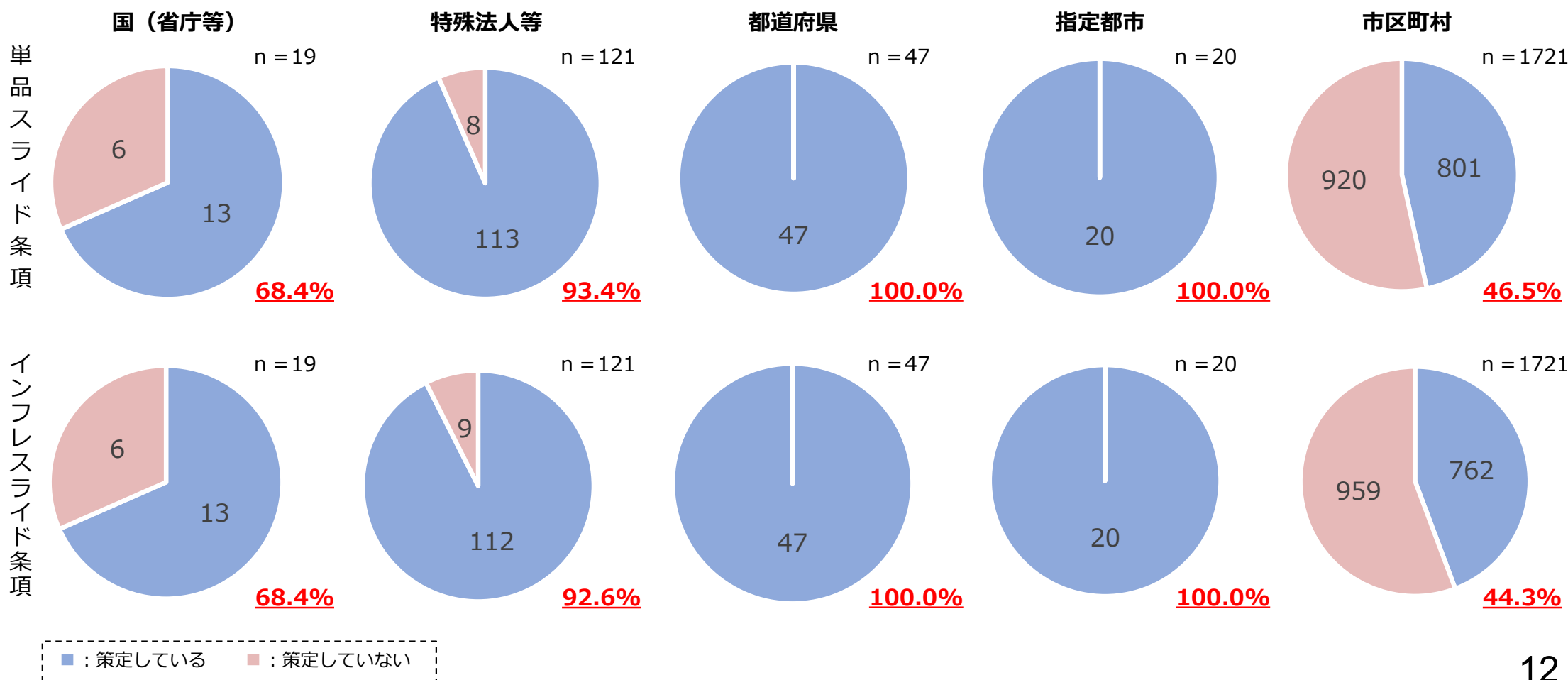
公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、・・・。

<適正化指針:第25(4)>

単品スライド条項*やインフレスライド条項*の運用については、取組が遅れていた市区町村でも、運用基準を策定している団体が4割を超えるなど取組が進捗している。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項,第6項



本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記**。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的なコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。
また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

労務費指針を受けた国土交通省の対応(総合工事業)

2023年11月、内閣官房及び公正取引委員会が
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表

国土交通省においては、本指針の周知を図るとともに、
労務費の転嫁に向けて特に対応が必要とされる業種について、本指針を踏まえた対応を要請

【総合工事業】

<指針の周知>

- 国土交通省から業界団体へ説明会を実施(1月)し、各団体から会員企業に対する本指針の周知状況を集計(3月)。
→17団体から会員企業約46,000社に対して周知したことを確認

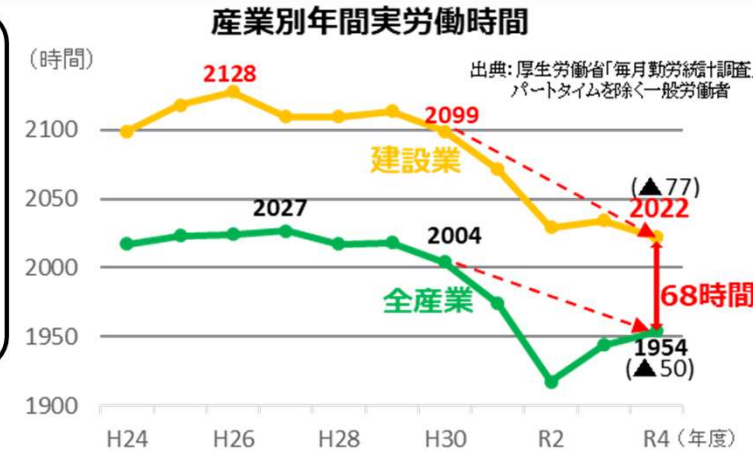
<指針を踏まえた対応を要請>

- 1月末に、各業界団体に対し、各団体における自主行動計画・傘下企業におけるパートナーシップ構築宣言について、可能な限り3月末(困難な場合は6月末)を期限として、本指針の内容の反映又は策定を行うことを要請。
2月中旬から、この要請に対する対応予定に関するアンケート調査を、3月上旬を締め切りとして実施。
- このアンケート調査の中で、各業界団体に要請した、
 - ①連絡窓口の設置など12の行動指針に沿わないような行為の状況について団体が把握・集計する取組の決定(3月末まで)、
 - ②当該窓口を通じて把握された状況に対する団体としての対応の方針の決定(6月末まで)についても、その検討・実施状況を集計。今後、6月末にも再度、実施状況を集計予定。

2. 働き方改革に向けた取組について

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット (厚生労働省)



■動画: はたらきかたススめ特設サイト (厚生労働省)

3. 適正な工期設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R2)、
→ **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 直轄土木工事において、作業不能となる**猛暑日分の工期延長の取扱いを明確化**
- ・ 国交大臣と建設業4団体が**4週8閉所**など適正工期に取り組むことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■建設業4団体との申合せ

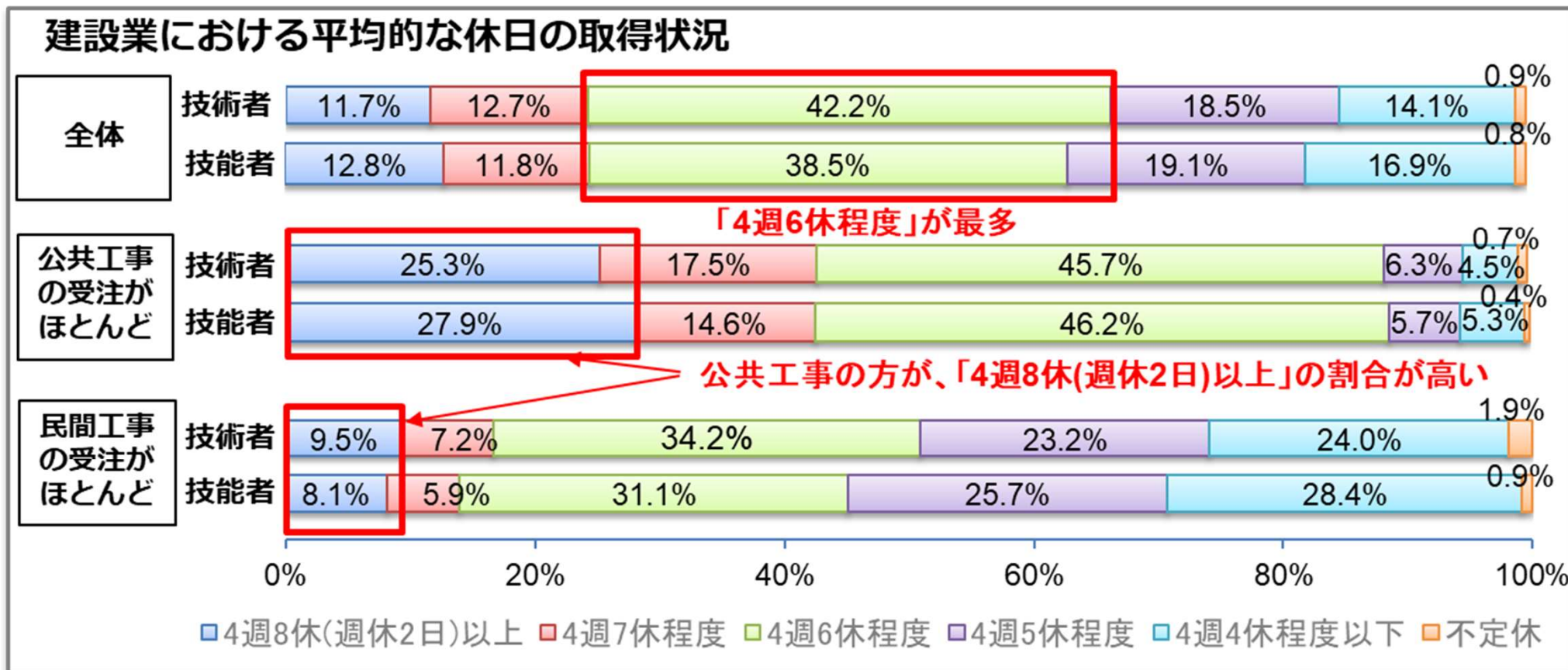
2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. **生産性**の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

○公共工事主体の会社では、4週8休(週休2日)が進んでいる。



(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和4年度),国土交通省

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
- ・**完全週休2日（土日）**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため「**ウィークリースタンス**」の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン**等の作成、受発注者への**周知徹底**
- ・「**書類限定検査**」（44→10種類）の原則化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費**などによる**現場管理費の増加**を反映

⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間**を考慮した**歩掛の見直し**

公共工事の工期設定における休日の考慮状況

令和5年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○ ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ハ (略)

<適正化指針:第25(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、
国・特殊法人等・都道府県・指定都市では全団体となる一方、市区町村では半数近くにとどまる。

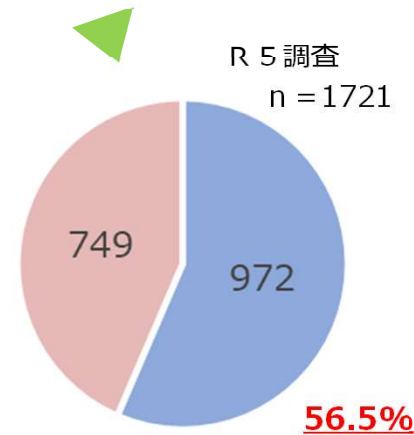
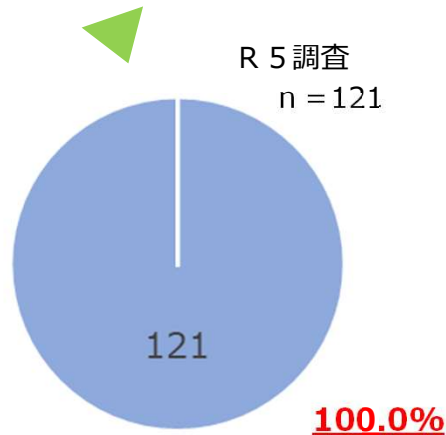
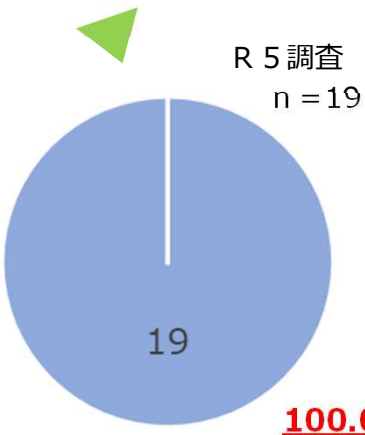
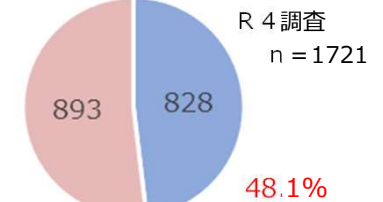
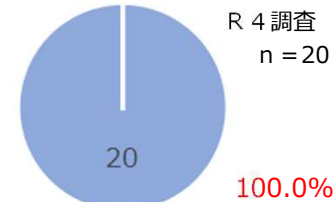
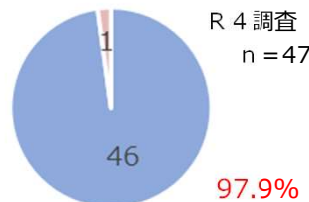
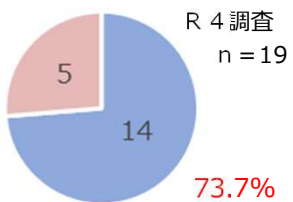
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 考慮している ■ : 考慮していない

働き方改革の推進 - 週休2日工事等の実施

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○ ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～へ (略)

<適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、都道府県・指定都市では全て、国では約半数となったが、特殊法人等・市区町村では3割未満にとどまる。

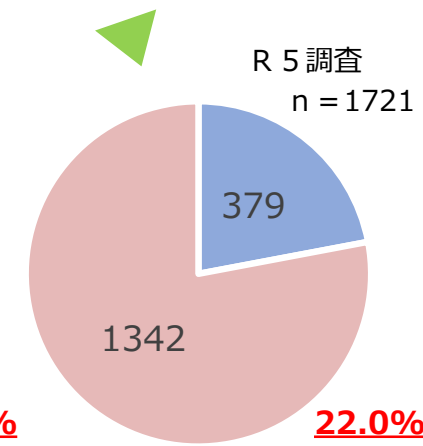
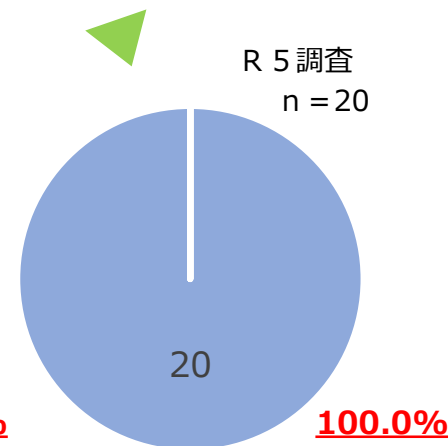
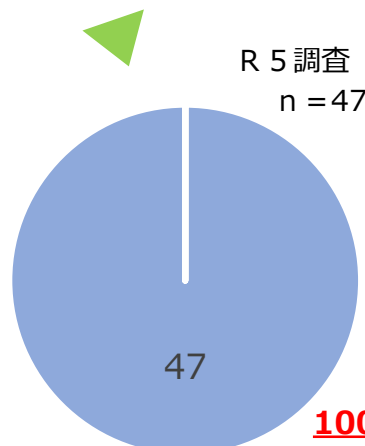
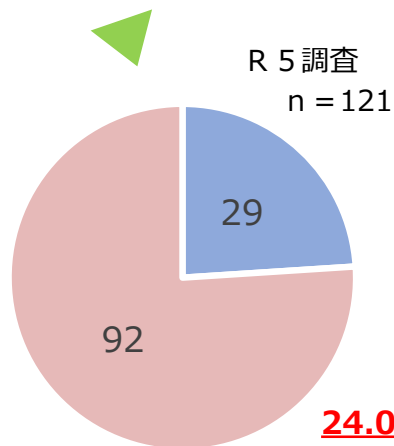
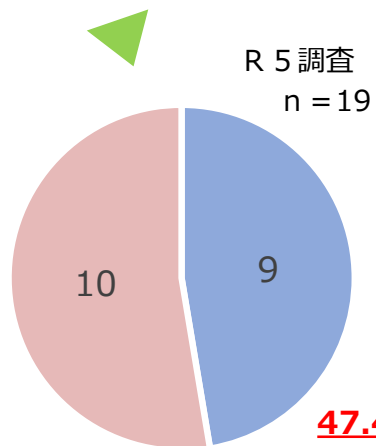
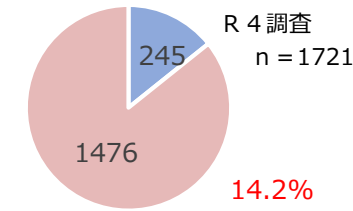
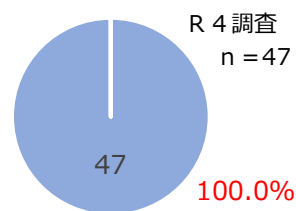
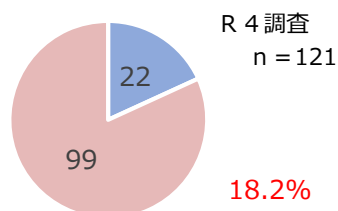
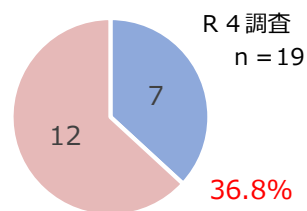
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 実施している ■ : 実施していない

都道府県における週休2日の取組状況(令和4年度完了工事)

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和4年度完了工事における週休2日達成率について集計

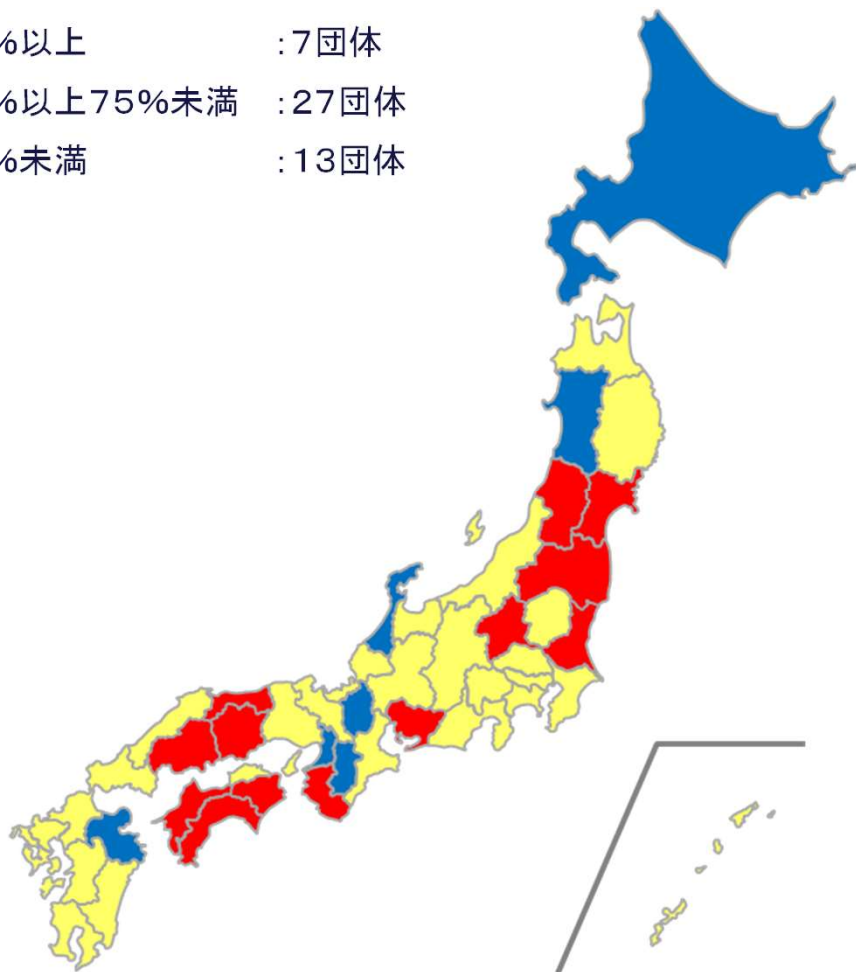
$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{令和4年度工事完了件数}}$$

<定義>

- ・対象期間 : 令和4年4月1日から令和5年3月31日
- ・対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和4年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和4年度週休2日達成率

- 75%以上 : 7団体
- 30%以上75%未満 : 27団体
- 30%未満 : 13団体



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	91.3%	新潟県	64.9%	岡山県	15.7%
青森県	61.5%	富山県	40.1%	広島県	16.0%
岩手県	35.9%	石川県	93.8%	山口県	35.9%
宮城県	15.1%	岐阜県	48.4%	徳島県	21.2%
秋田県	83.8%	静岡県	30.5%	香川県	41.3%
山形県	20.7%	愛知県	18.2%	愛媛県	16.9%
福島県	19.7%	三重県	57.9%	高知県	14.1%
茨城県	18.0%	福井県	65.0%	福岡県	71.5%
栃木県	48.8%	滋賀県	92.4%	佐賀県	45.5%
群馬県	18.0%	京都府	33.9%	長崎県	66.0%
埼玉県	37.1%	大阪府	77.2%	熊本県	56.0%
千葉県	38.2%	兵庫県	40.7%	大分県	77.1%
東京都	41.8%	奈良県	76.3%	宮崎県	66.0%
神奈川県	55.2%	和歌山県	13.5%	鹿児島県	67.0%
山梨県	45.7%	鳥取県	19.8%	沖縄県	39.4%
長野県	70.7%	島根県	62.7%	全国平均	46.5%

(参考)都道府県における週休2日の取組状況(令和3年度完了工事)

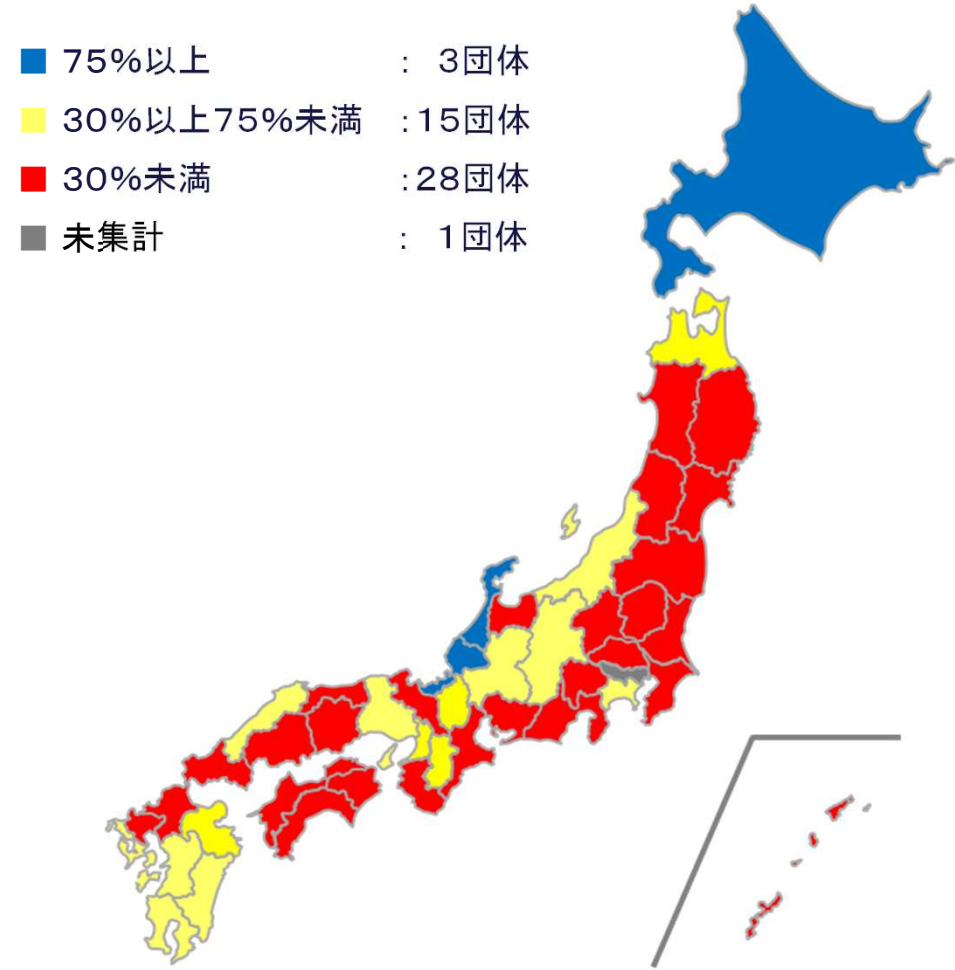
●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和3年度完了工事における週休2日達成率について集計

週休2日達成率 = $\frac{4週8休達成件数}{令和3年度工事完了件数}$

<定義>

- 対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- 令和3年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和3年度週休2日達成率

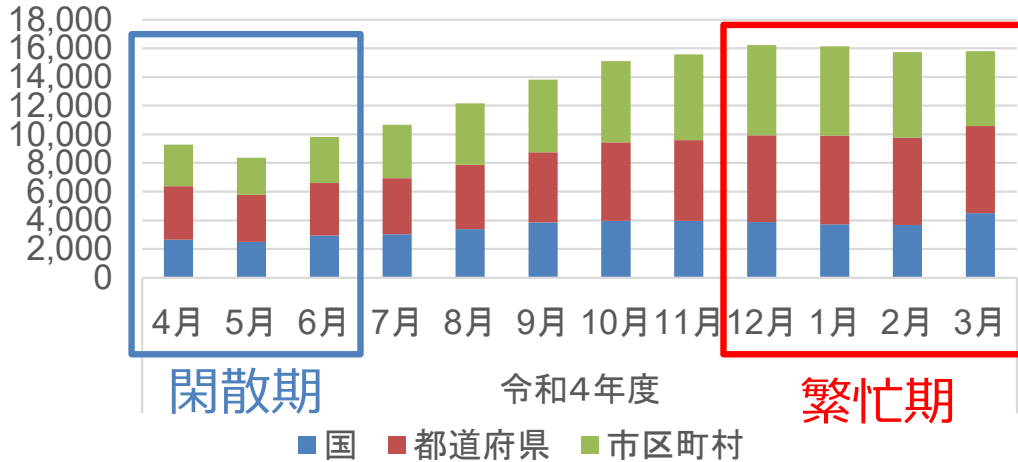


都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	88.9%	新潟県	42.3%	岡山県	8.7%
青森県	47.4%	富山県	12.4%	広島県	3.4%
岩手県	15.3%	石川県	86.4%	山口県	13.8%
宮城県	13.8%	岐阜県	34.4%	徳島県	4.3%
秋田県	18.3%	静岡県	26.9%	香川県	9.0%
山形県	12.5%	愛知県	9.6%	愛媛県	7.5%
福島県	12.0%	三重県	20.6%	高知県	6.4%
茨城県	7.9%	福井県	76.5%	福岡県	11.5%
栃木県	28.5%	滋賀県	71.4%	佐賀県	28.0%
群馬県	4.9%	京都府	18.6%	長崎県	45.7%
埼玉県	16.5%	大阪府	57.4%	熊本県	40.9%
千葉県	27.7%	兵庫県	45.7%	大分県	72.0%
東京都	未集計	奈良県	72.1%	宮崎県	48.0%
神奈川県	34.7%	和歌山県	5.8%	鹿児島県	38.9%
山梨県	29.4%	鳥取県	8.0%	沖縄県	21.3%
長野県	62.1%	島根県	45.3%	全国平均	30.7%

- 公共工事は、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じ、人材や機材の効率的な活用等に支障を来すため、新・担い手3法において、**施工時期の平準化が公共発注者の責務・努力義務として位置付けられた**(品確法・入契法)。
- 現在、平準化の対応状況の指標として、「**平準化率**」を活用しているが、**閑散期のみを軸とした指標となっている**。

公共工事における1年間の工事出来高の状況

(単位：億円)



繁忙期は業務量が多く、**人材不足や長時間労働が懸念される**一方、**閑散期**は業務量が少なく、**労働者の収入が不安定となる**

＜施工時期の平準化に関する国土交通省の取組＞

- ・ 平準化に向けた「さしすせそ」の推進、事例集の公表
 - (さ) 債務負担行為の活用
 - (し) 柔軟な工期の設定
 - (す) 速やかな繰越手続
 - (せ) 積算の前倒し
 - (そ) 早期執行のための目標設定
- ・ 施工時期の平準化の取組状況 (**平準化率**) の「見える化」
- ・ 市議会議長会等を通じた働きかけ
- ・ 関係省庁と連名で取組の推進を地方公共団体へ要請

現行の指標 「平準化率」

平準化率の定義

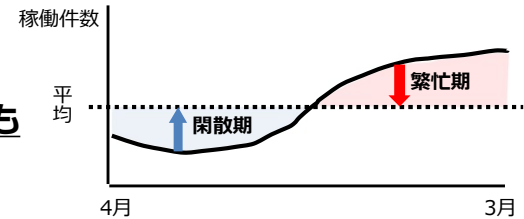
$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4～6月期の月平均工事稼働数)}}{\text{(年間の月平均工事稼働数)}}$$

平準化率が1.0に近づいていくことで、**閑散期の解消**が図られる
 ※参考：都道府県の平準化率 R2年度0.77→R3年度0.80

平準化率は閑散期（4～6月）の工事稼働数を、年間の平均工事稼働数に近づけていくための指標

平準化の推進のためには、**閑散期の解消のみならず、繁忙期の解消（ピークカット）も促進する必要**

○平準化推進のイメージ



新指標の検討

繁忙期（年末～年度末）の工事稼働数を、年間の平均工事稼働数に近づけていくための指標も必要

ピークカットに向けた新指標を検討し、自治体ごとに改善目標を設定・進捗を見える化

働き方改革に向けた民間の取組例

「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動

- **大手、中小を問わず業界を挙げて、建設現場（緊急工事、工程上やむを得ない工事を除く。）において土日閉所を目指す。**

- 期 間 2024年3月～2025年3月（随時更新）
- 内 容 ポスター作成及び周知
発注者、発注者団体への要請活動
※その他、構成団体で協議
- 構成団体 (一社) 日本建設業連合会
(一社) 全国建設業協会
(一社) 全国中小建設業協会
(一社) 建設産業専門団体連合会



適正工期確保宣言

日建連会員企業は、建設業の働き方改革を推進し、担い手確保を図るとともに、労働基準法に則り適正に工事を進めるため、発注者に対し見積書を提出する際に、工事現場の **4週8閉所、週40時間稼働を原則**とした適切な工期（以下「真に適切な工期」という。）に基づき **見積りを行い、工期・工程を添付するとともに、発注者の理解を得るための説明を徹底**する。

また、**協力会社から真に適切な工期を前提とした見積りがなされた場合**には、当該見積及び工期・工程を確認した上でこれを**尊重**する。

（令和5年7月21日）

（一社）日本建設業連合会

目指せ週休2日+360時間 (2+360 ツープラスサンロクマル) 運動

(1) 目指せ週休2日運動

(2) 目指せ360時間運動

※ 時間外労働の上限を原則年360時間以内

スマイル企業シンボルマーク



（令和3年度～）

適正工期見積り運動

発注者から工期の見積り・提案を求められた場合は、「**工期に関する基準**」（中央建設業審議会）に沿ったものとする。

（令和5年9月14日）

（一社）全国建設業協会 25

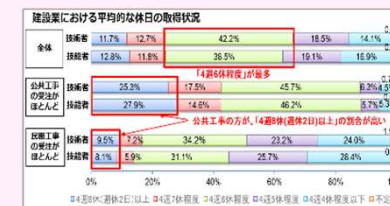
- 令和6年4月から時間外労働規制が適用されるに当たり、働き方改革の実現に向けて、建設現場における効率的な施工を促進するためのモデル事業の実施、普及啓発に係る事業を実施。

現状・課題

- ✓ 罰則付き時間外労働規制（上限720時間／年）の適用に向けては、これまで、**適正な工期設定に向けた取組等を実施**。
- ✓ 他方、建設現場では、元請の下で多様な下請（専門工事業者）が順に入れ替わりつつ工事が実施される、作成が求められる書類が多いなどの**建設業の特殊性に寄り添った対応が必要**。

（これまでの取組）

- **適正な工期の確保に向けた取組** 【週休2日を実現することで時間外労働削減に大きな効果
4週6休：約200時間、4週8休：約400時間 の削減効果】
- 中央建設業審議会において、**週休2日等に配慮した「工期に関する基準」**を作成・勧告。
- **直轄工事においては週休2日工事を原則化**するとともに、**地方公共団体・民間発注者に対しても取組を実施**するよう働きかけ。（様々な機会を通じた発注者への働きかけ、民間発注者に対するモニタリング調査 等）



4週6休以上の割合は一定以上

事業の内容

<具体の工事（モデル事業）における課題解決等>

- 現場に多数の者が関係するため、**工程管理がうまくなされていない工事、元請の事情等により下請の実労働時間が減少している工事等**、具体の工事を対象として、実践的に課題解決策の検討・調整を行うモデル事業を実施。（経費例：アドバイザー派遣費用、試行的取組のかかり増し経費等）
- **建設工事の種類ごと（業種別）に、さらなる取組が必要な主要課題を挙げ、それに関する工事を募集**。対象となる工事を募集・選定し、各工事について課題解決に向けた経費を支援。
- モデル事業を通じた経験については、事例集の作成・説明会の開催等を通じて、**一般化し、普及**を図る。

「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」検討状況報告

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、**監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討**を行う。
※前期検討会(H29.6)でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員	
(土木分野)小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科特任教授【座長】
堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授
木下 誠也	日本大学危機管理学部教授
(建築分野)遠藤 和義	工学院大学建築学部教授
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部教授
西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授
(法律分野)大森 文彦	弁護士・東洋大学名誉教授
(経済分野)大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授

経緯等	
○令和3年11月22日	第1回検討会
○令和4年 2月21日	第2回検討会
○令和4年 3月29日	第3回検討会
○令和4年 4月25日	第4回検討会
※令和4年5月「見直し方針」とりまとめ	
○令和5年12月22日	第5回検討会
○令和6年 2月15日	第6回検討会

①専任現場の兼任
②営業所専任技術者の専任現場兼任
③技術検定の受検資格見直し
※①②は建設業法改正案に盛り込み、③は令和6年度から実施

引き続き、中長期的な課題を検討、令和6年度中を目途に対応の方向性を整理

第5回・6回検討内容 ●担い手不足や令和6年4月からの時間外労働上限規制の適用を踏まえ、⇒通知・マニュアルを改定し、令和6年度当初から適用
働き方改革・生産性向上に資する制度見直し等について検討。

①働き方改革の推進への対応

【背景】

- ・育児を含む休暇取得、勤務間インターバル、工事書類作成等が柔軟に出来ることが必要
- ・カメラや通信するネットワーク機能の高度化により、遠隔からの施工管理手法が日々進展
- ・バックオフィスによる支援が効果的な事例が増加

↓

【対応】

1. 専任工事において、監理技術者等が現場を不在にする際の対応等を明確化
 - (1)不在にする合理的な理由の例示※追加
※働き方改革の観点を踏まえた勤務体系(勤務間インターバル等)、当該工事の書類作成等
 - (2)不在の際の対応見直し(短期間の際は、適切な施工体制確保を前提に発注者等の了解を不要)
 - (3)不在の際の適切な施工ができる体制確保の例示※追加
※リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保(遠隔施工管理)等
2. 監理技術者等を支援する者の配置の推進

②企業集団制度の合理化

【背景】

- ・監理技術者等は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要
- ・特例として、一定の要件を満たす場合に、在籍出向者の配置が可能。(企業集団制度)
- ・担い手不足、資格保有者が資格を活かした活躍の機会の創出のため、制度緩和要望

↓

【対応】

企業集団制度の合理化を実施

- ・連結子会社間の出向も可(現行は親子のみ)
- ・経営審査事項の要件撤廃(現行は親、もしくは子全てが取得していない必要)

※合理化にあたり、出向後3ヶ月在籍後配置可の要件設置

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。(公布の日から原則3年以内に施行(注1))

(注1) 準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設(注2)。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関(受入れ機関)が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を上げ。(拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可)

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

(注2) さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更(例:1号→2号、2号→3号)を一定の範囲で認める。

育成就労法 (技能実習法の抜本改正)

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内(注3)であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準(注4)に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①**やむを得ない事情がある場合**や、②**同一業務区分内であること**、**就労期間(1~2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定)・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件(注5)**を満たす場合(**本人意向の転籍**)を行う。

3. 関係機関の在り方

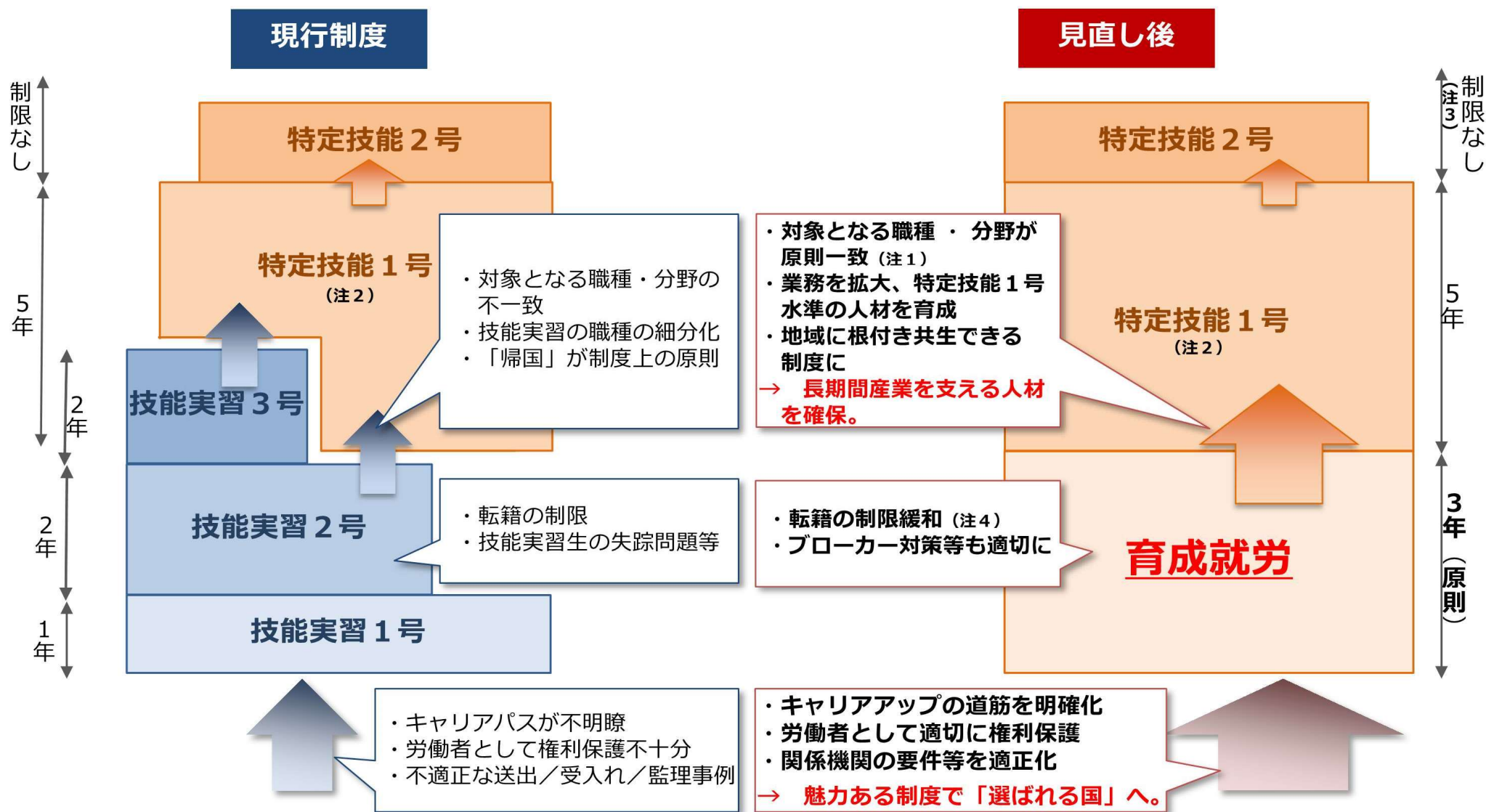
- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

(注3) 主務省令で定める相当の理由(試験不合格)がある場合は、最大で1年の延長可。

(注4) 詳細な要件は、主務省令で定める。

(注5) 詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1~A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

建設業の働き方改革に向けた施策パッケージ(概要)

○令和6年4月からの時間外労働規制の適用を労働時間短縮等のチャンスと捉え、持続可能な建設業に向けた**働き方改革を強力に推進する**べく、関連施策を**とりまとめ**。

1. 時間外労働規制の理解促進

- 業界ニーズに応じて法令解釈・運用を明確化するための枠組み

2. 労働時間の縮減（休日の拡大）

(1) 週休2日工事の拡大

- 都道府県工事で来年度100%実施等の目標を設定
- 必要経費の予定価格への計上を国から要請

(2) 一斉閉所の拡大

- 業界と連携し夏期一斉閉所を官民発注者に働きかけ

3. 適正な工期設定

(1) 「工期に関する基準」の拡充

- 法定労働時間の遵守を前提とした工期確保
- 猛暑日は作業不能日として工期設定
- 官民の発注者等に対する徹底の働きかけ
- 違反となり得る行為類型の作成・公表

(2) 建設Gメンの拡充

- 体制倍増。労基署との合同調査など実地調査を拡充

4. 生産性の向上、超過勤務の縮減方策

(1) 工事関係書類の削減

- 直轄工事での取組を自治体に横展開し、取組状況を集計・見える化
- 更なる書類の簡素化・電子化に向けた取組強化

(2) 時間外労働規制に対応した新しい施工方法

- 元下協議により、工種毎のモデル事業を支援
- 技術者業務の社内外との分担を推進

(3) 平準化(ピークカット)の促進

- 自治体毎に目標値を設定、進捗を確認・見える化

(4) DXの推進

- デジタル技術を活用し、自動化、遠隔化を促進

5. 実効性の向上

- 公共工事設計労務単価の引上げを踏まえ、各社の賃上げにつき、業界と引上げ目標を設定

(注) 上記のほか、今国会に建設業法等の改正案を提出

3. 建設業法等の改正について

現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりのために必要な実効性ある対策を具体化するため、実務に精通した関係者を交え、令和5年5月より議論を実施。

委員

(学識者等)

井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
 榎並 友理子(日本IBM株式会社執行役員公共事業統括部長)
 恵羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)
 大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)
 小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】
 蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
 岸上 恵子(公認会計士)
 楠 茂樹(上智大学法学部教授)
 西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)
 浜田 沙織(株式会社ワーク・ライフバランス取締役)
 堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

(受注者側)

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)
 荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長)
 岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
 小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)
 東 佳樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)

(発注者側)

仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
 松島 進(東京都建設局企画担当部長)
 丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)
 渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略

スケジュール

- | | | |
|--------------|----------------|---|
| 5月22日 | 第1回会議 | 基本問題小委員会における検討内容について |
| 6月29日 | 第2回会議 | 請負契約の透明化による適切なリスク分担等について |
| 7月27日 | 第3回会議 | 教育関係者からのヒアリング等 |
| 8月23日 | 第4回会議 | これまでの議論の整理と対応の方向性について
・ 請負契約の透明化による適切なリスク分担
・ 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保
・ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上
中間とりまとめ(案)について |
| 9月8日 | 第5回会議 | 中間とりまとめ(案)について |
| 9月19日 | 中間とりまとめ | |



▲ 令和5年9月8日 第5回会議の様子

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ① 受注者によるリスク情報提供の義務化
 - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
- ③ オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
 - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① 当事者間での誠実協議
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
 - ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
 - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) 標準労務費の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) 受注者における不当に低い請負代金の禁止

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする

(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) 適正な工期の確保

- ① 受注者による著しく短い工期の禁止
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) 生産性の向上

- ① 建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
 - ・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② 監理技術者等の専任制度等の合理化

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(概要)

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い^{ため}、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

建設業*	417万円/年	2,022時間/年	(▲15.6%)	(+3.5%)
全産業	494万円/年	1,954時間/年		

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

*賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、

処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

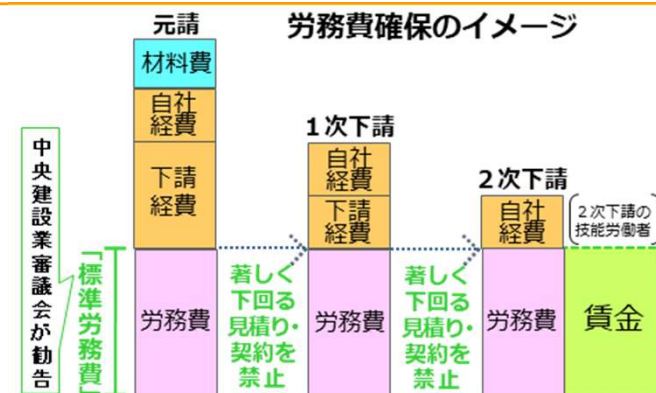
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務*

*公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



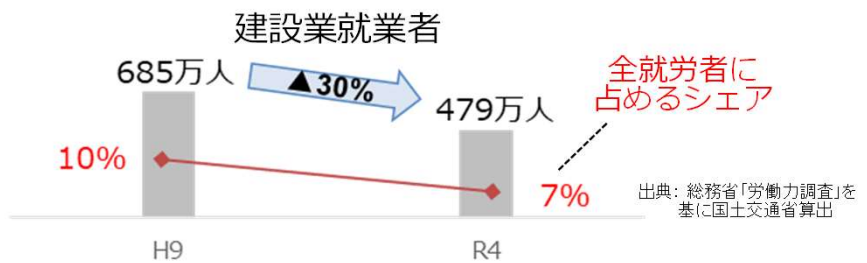
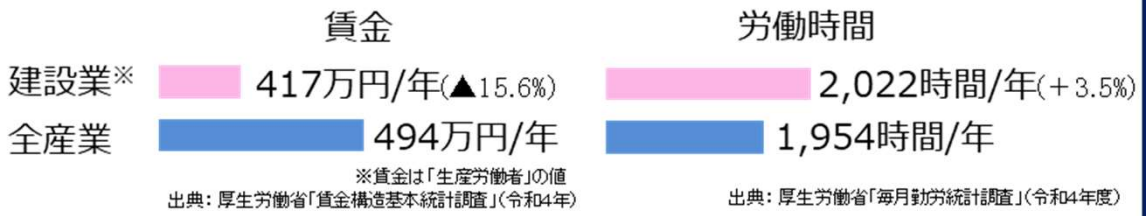
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



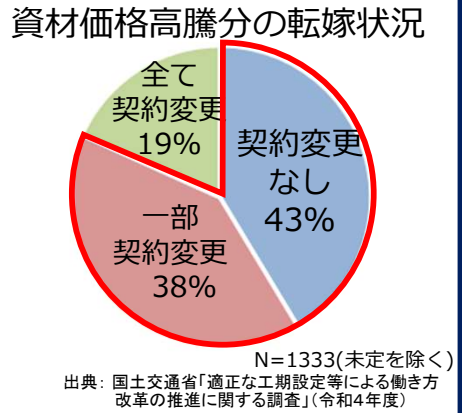
改正法案 背景と方向性

背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い
 ➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

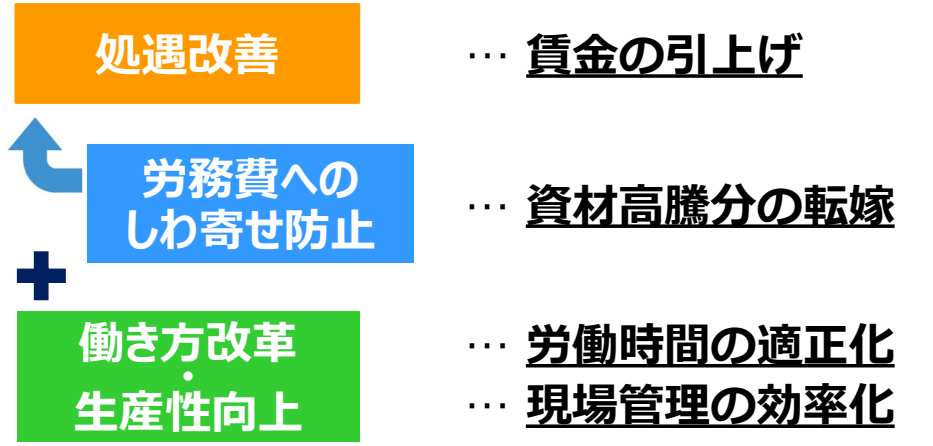


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
 給与がよい
 休日がとれる
 希望がもてる
 + カッコイ

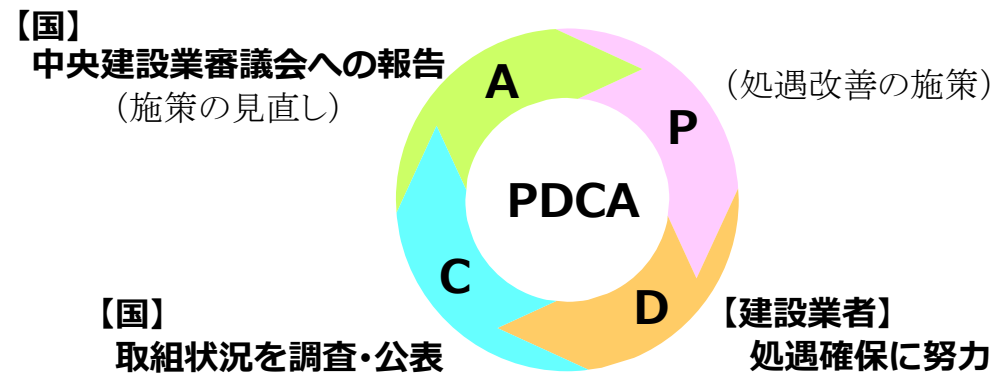
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

改正法案① 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

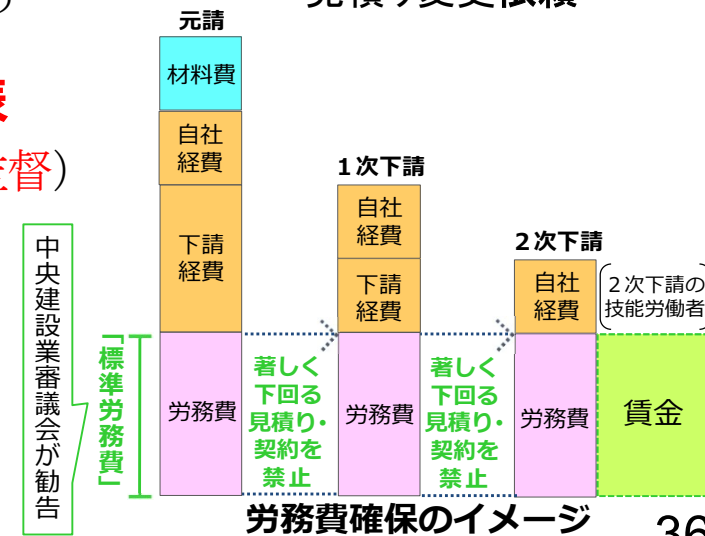
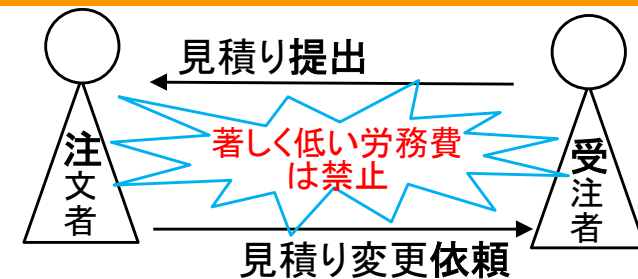


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

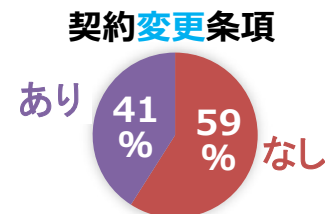
- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

改正法案② 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書
 第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



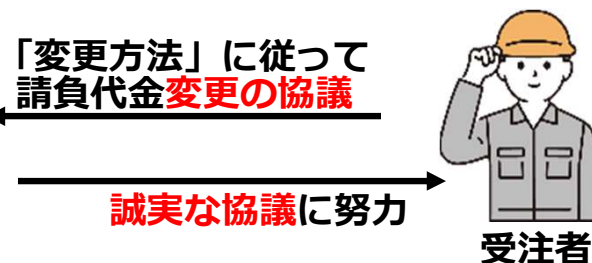
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

改正法案③ 働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

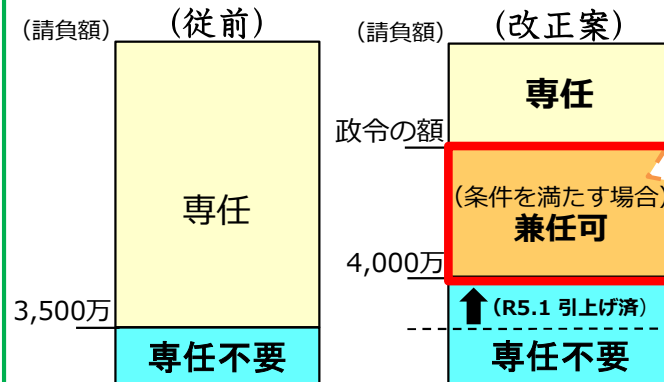
契約後

○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



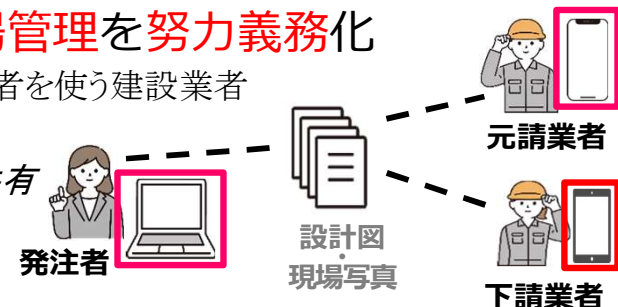
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

建設Gメンによる請負代金等の取引適正化に向けた監視体制の強化

概要

- 建設技能者の賃上げや働き方改革の促進に向け、建設工事の請負契約における請負代金と工期の適正化を図っていくことが必要。
- そのため、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など、請負代金や工期に関する取引内容について実地調査等を行う「建設Gメン」の体制を拡充し、調査対象の拡大や調査内容の拡充を図るとともに、違反行為に対しては、建設業許可部局から指導監督を行うことにより、請負代金や工期の適正化を推進。

調査対象の拡大

- 大臣許可業者に加え、都道府県知事許可業者も調査の対象とする。

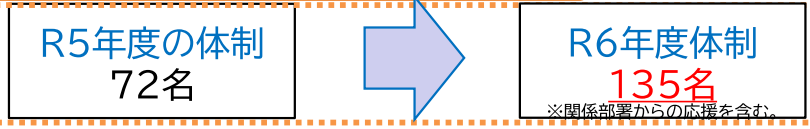
調査内容の拡充

これまで	拡充（建設業法改正等に対応）
<p>○ 請負代金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額があるか ・ 標準見積書を活用して、法定福利費を適切に計上しているか ・ 契約変更条項が規定されているか ・ 労務費を現金払しているか など <p>○ 工期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日等(現場閉所)をどの程度確保しているか ・ 工事の進展に伴って、休日等が少なくなっていないか ・ 工程遅延により、長時間残業や休日作業をしていないか など 	<p>★建設業法改正による取引適正化に向けた新たな措置について、法施行を待たず、先行的に調査を行いつつ、適切な対応を呼びかける</p> <p>○ 請負代金(労務費関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など <p>○ 工期/請負代金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか など <p>※ 労基署と連携して工期に関する合同調査を行うなど、効果的に調査を実施</p>

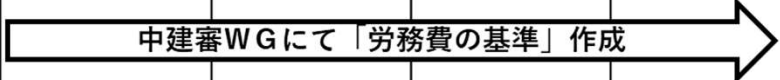



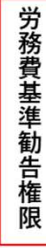
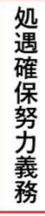













指摘例

- 注文者による合理的な根拠に基づかない代金減額がある。
- 労務費の額に照らして法定福利費が適切に計上されていないおそれがある。
- 契約書に物価等の変動に対応できる契約変更条項が含まれていない。
- 下請代金の支払に現金と手形を併用しており、現金比率が低いため、労務費相当分を現金で賄えないおそれがある。
- 工程遅延に伴い現場閉所日を削減する等、しわ寄せが下請に及んでいるおそれがある。
- 雨天続き等により工期内竣工が困難になり、下請は元請に工期の変更協議を申し出たが、元請は発注者との協議をせず残業を要求した。

体制の強化（本省、北海道開発局、地方整備局）



改正法が成立した場合のロードマップ（イメージ）

	2024年 ～5月	6月	9月	12月	2025年 4月		12月
全体関係		(仮)法律公布	3月施行	6月施行			1.5年施行
労働者の処遇改善							
ガイドライン・約款						 見積り規制、価格ダンピング違反のおそれ事例等	見積り規制
政省令		 大臣の調査権限の内容（請負契約の適正化・建設従事者の処遇確保など）等を規定予定	 大臣の調査権限  労務費基準勧告権限	 処遇確保努力義務		 見積書における「労務費等」の記載内容等	 価格ダンピング規制
資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止					 変更条項記載の義務化  リスク通知と協議応諾		
ガイドライン		 リスク情報通知規定及び契約上の「価格・工期ダンピングの禁止」規定等					
省令		 リスク情報の通知方法の運用等を規定予定  リスク事象がなにか、リスク情報の通知方法等を規定予定					
働き方改革と生産性向上					 技術者配置規制の合理化  ICT現場管理努力義務化		 工期ダンピング規制
ガイドライン・指針		 ICT活用措置の適切・有効な実施のための指針  監理技術者等の兼任に際した留意事項等を規定予定					
政省令		 監理技術者等の兼任要件(工事規模上限、ICT活用方法等)等を規定予定					

労務費に関する基準の作成に関するWGの設置

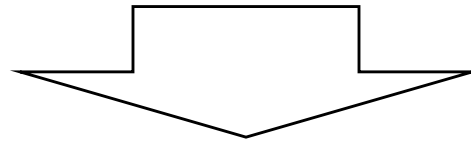
- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会 中間とりまとめ
(令和5年9月19日)(一部抜粋)

(1) 標準労務費の勧告

請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、～(略)～廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いるため、適正な工事实施のために計上されるべき労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定し、これを「標準労務費」として、学識者・受注者・発注者から構成される公平中立な機関である中央建設業審議会から勧告すべきである。

(留意点)

標準的な労務歩掛等の設定に当たっては、～(略)～行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討を進めていくことが必要である。



標準労務費の作成のため、法案成立後に中央建設業審議会にWGを設置し、検討を行っていくこととしたい。

※国会提出中の建設業法の一部改正を含む法律案においては、
中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告できることとしているが
この規定は公布後3ヶ月以内に施行することとしている。